

2月のお知らせ



市役所は 364-1111

と き: 2月28日(土) 13:30~15:30 ところ: 市立病院 1階ロビー

テーマ: 「健診結果の読み方、活かし方」

講 師: 内科 吉田洋一院長

市立病院 事務部経営改革室 ☎364-5521



生活情報

児童手当制度について

児童手当は、中学校3年生までの児童を監護している方に支給されます。児童手当の支給を受けるためには申請が必要です。出生や転入などで新たに受給資格が生じた場合は、その資格が生じた日の翌日から15日以内に申請してください。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

■児童手当の支給などについて

平成26年10月から平成27年1月分までの児童手当を2月5日(土)に登録口座に振り込みます。振込時間の指定はできませんので、確認は翌日以降にお願いします。また、現況届の手続きがお済みでない方は、至急届け出をしてください。受給資格があるにもかかわらず、現況届を提出しないと、平成26年6月分以降の手当を支給することはできません。

【支給額(月額)】

対象となる児童	支給額	
3歳未満	15,000円	
3歳以上小学生修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	10,000円	
特別給付(所得制限を超えた場合)	5,000円	

※第3子以降とは、監護する児童のうち18歳までの児童の年齢順に上から第1子、第2子、第3子と数えます。

☎ 保険年金課医療係 ☎(内線223・275)

税務課からのお知らせ

■償却資産(固定資産税)の申告を!

1月1日現在、市内に固定資産税の対象となる償却資産(事業用の機械・備品・構築物など)を所有している方は、申告が必要です。申告が必要方で用紙が届いていない場合はご連絡ください。申請書様式は、市のホームページからダウンロードできます。また、インターネットを利用した電子申告も併せて受け付けています。

■東日本大震災による固定資産税・都市計画税の軽減措置

東日本大震災によるり災調査の判定が半壊以上の方は、資産(土地・家屋)を取得した場合、軽減措置を受けられることがあります。詳細や手続きは問い合わせください。すでに申告済みの方は、新たな申告は必要ありません。

①被災した所有住宅用地に代わる「土地」を取得した場合、更地であっても住宅があるものとみなして3年間土地の固定資産税が軽減されます。

②被災した所有家屋に代わる「家屋」を取得した場合、その家屋に係る税額のうち、一部が6年間軽減されます。

■家屋を取り壊したときはお知らせください
家屋を取り壊した方は、市役所に家屋滅失の届出をお願いします。なお、登記されている家屋は、法務局で「滅失登記」の手続きも必要です。

住宅が建っている土地には「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、「更地」や「駐車場用地」などと比較すると税額が軽減されています。天災などの事由によらず住宅を取り壊した場合は、軽減特例を受けることができ

なくなります。

☎ 税務課固定資産税係 ☎(内線219・220)

延滞金の見直しについて

○国税の延滞金見直しに合わせ、本市でも延滞金などの見直しを行います。下記の通り、市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の延滞金と還付加算金の割合を変更します。

	改正前	改正後
延滞金	9.2%	9.1%
納期限1カ月以内のもの (後期高齢者医療保険は3カ月以内)	2.9%	2.8%
還付加算金	1.9%	1.8%

☎ 税務課 ☎(内線218・226)

保険年金課 ☎(内線223・275)

長寿社会課 ☎364-1204

3月1日(日)~7日(土)は
全国一斉 春の火災予防運動

【住宅防火 いのちを守る 7つのポイント】

- ・寝たばこは絶対しない
 - ・ストーブは燃えやすいものから離れた場所で使用する
 - ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
 - ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
 - ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
 - ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
 - ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる
- ※消防署では随時、防災訓練や防火防災に関する防災座談会を実施しています。お気軽に申し込みください。

☎ 消防本部予防課指導係 ☎361-1617



相談の窓口

	日	時	場	所	電	話
身体障害者相談	毎週火曜日	10:00~14:00	身体障害者福祉協会	北浜4丁目6-52	☎/FAX	362-6865
知的障害者相談	毎月第2・第4火曜日	10:00~14:00	生活介護事業「あすなる」	(塩釜ガス体育館となり)	☎361-9981	FAX361-9982
生活相談	平日毎日	9:00~16:00	市民相談室	電話でもどうぞ	☎(内線)	288
消費生活相談	平日(木を除く)	9:00~16:00	市民相談室	電話でもどうぞ	☎(内線)	234
高齢者職業相談	平日毎日	8:30~17:00	塩釜公共職業安定所		☎362-3361	
青少年悩み事相談	平日毎日	9:00~16:00	青少年相談センター	(公民館)	☎363-3715	
学校心理士教育相談	毎週木曜日・第3週のみ(休)	9:00~17:00	青少年相談センター	(公民館) 予約制	☎364-7445	(予約専用)
不登校相談	平日毎日	9:00~15:00	けやき教室	(公民館本庁分室)	☎364-5141	
育児相談	平日毎日	9:00~17:00	しおがま子育て支援センター		☎363-3630	FAX363-3631
禁煙相談		予約制	保健センター		☎364-4786	
家庭児童相談	平日毎日	8:30~17:15	ファミリーダイヤル	子育て支援課(壱番館1階)	☎364-1178	
介護保険相談	平日毎日	8:30~17:00	地域包括支援センター	(壱番館1階)	☎364-1204	(内線719)
成人健康相談	2月23日(月)	予約制	保健センター		☎364-4786	
こころの相談	2月20日(金)	13:30~16:00	保健センター		☎364-4786	
ひきこもり・思春期こころの相談	2月25日(水)	13:30~16:30	塩釜保健所	(北浜4-8-15)	☎365-3153	
HIV検査・アセスメント検査・HIV検査・梅毒検査・淋病検査・HIV検査	2月4日(水)・18日(水)	予約制	塩釜保健所	(北浜4-8-15)	☎363-5504	
行政相談	2月18日(水)	13:00~15:30	市民相談室			
人権相談	2月16日(月)	10:00~15:00	仙台法務局塩釜支局	(袖野田町3-20)	☎362-2338	
母子父子家庭など特別相談	2月19日(木)	予約制	宮城県母子福祉センター	(宮城野区安養寺)	☎256-6512	
犬・猫の引き取り(有料)	2月12日(木)・26日(木)	9:30~11:00	塩釜保健所	(北浜4-8-15)	☎363-5505	
無料法律相談	2月26日(木)	13:30~16:00	本庁2階会議室	※裁判・係争中のもの・法人・営利に関しては対象外。事前手続きが必要(予約は2月2日(月)9:00から市民相談室で受け付け)		
警察総合相談	毎日	24時間対応	受け付けは警察相談センター	☎266-9110	DVやストーカー被害でお困りの方などは相談を	